

町民の皆さまへ

職員の不祥事に関する報告とお詫び

9月9日、職員に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分及びその他の処分を行いました。

今回の処分は、令和2年1月26日に逮捕され、同年2月17日に官製談合防止法違反及び刑法の公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された産業建設部まちづくり課主任技師（当時）及びこの事件についての職員懲戒審査委員会の調査で非違行為を行っていたことが明らかになった職員3名並びにこれらの職員の上司である管理監督職員6名に対して行ったものです。

また、監督責任として、町長は給料月額100分の20を、副町長は給料月額100分の10を、それぞれ3カ月間減額することとしました。

懲戒処分がこの時期になったのは、①起訴された主任技師は、裁判で無実を主張し事実関係も争っているため、裁判所の判断を踏まえて判断する必要があったこと、②その他の職員は、当該主任技師の事件について調査を行う中で非違行為が明らかになったものであるため、当該主任技師の処分と合

わせて処分を行うのが適切であると考えたこと、以上の2点から、当該主任技師に対する裁判所の判断を待っていたためです。

令和3年9月2日、控訴審で控訴棄却の判断が言い渡されました。今後上告審が行われたとしても、通常下級審の事実認定は変更されないことから、下級審で認定された事実に基づき9月9日付けで処分を行ったものです。



▲ 9月10日に開催した記者会見の様子

ての監督ができていなかったことで、町民の皆さまの信頼を更に大きく損なう結果となりました。自らの責任の大きさを痛感いたしました。

改めまして、心から深くお詫びを申し上げます。

このうえは、職員一同が公務員としての自覚を新たにし、襟を正し、悪しき役場の風土そのものを徹底的に改善し、一日も早く町民の皆さまの信頼を回復するよう、全力で取り組んでまいります。

松前町長 岡本 靖

採用された人には記念品を贈呈！

町道西古泉筒井線の愛称を募集します

▼応募方法 応募用紙に次の①～③を記入し、郵送するか応募箱へ投函する。

①愛称

②①をつけた理由

③応募者の住所、氏名、連絡先

※応募用紙は応募箱横に設置するほか、町ホームページからダウンロードできます。

※郵送の場合は、はがきなど応募用紙以外を使っても構いません。

※応募箱は、役場1階ロビーとエミフルMASA K I インフォメーションカウンター横などに設置します。

▼募集期間

10月1日（金）～29日（金）

▼応募資格など 1人につき1回限り（年齢などに制限はなし）

▼選考結果 町ホームページと広報まさき1月号で発表予定です。

※応募に関する詳細は、町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

▼町道西古泉筒井線って？

町道筒井徳丸線（想い通り）と信号のない交差点、「ラウンドアバウト」を南北につなぐ道路。災害時は指定避難所までの安全な避難道路・避難物資の輸送道路として活用できます。



歩道連続照明や自転車通行帯の設置で安全安心♪



▼応募先・問い合わせ

〒791-3192

松前町大字筒井631番地
まちづくり課管理係

☎ 985-4156

参加者を募集します

松前町ふれあい健康マラソン大会

新型コロナウイルス感染症予防のため、各部門に人数制限を設け、参加資格を町内在住者に限ります。

▼日時 11月28日（日） 9時～

小雨決行（予備日12月5日）

▼集合場所

松前町国体記念ホッケー公園コース

松前町国体記念ホッケー公園周辺

▼種別

①フレッシュコース（約1km）

・キッズの部（小学生男女3年生以下）

②ふれあいコース（約2km）

・小学生男子の部（4年生以上）

・小学生女子の部（4年生以上）

・中学生女子の部

③ふれあいコース（約3km）

・一般女子の部

④挑戦コース（約5km）

・中学生男子の部

・高校生以上の男女

▼定員 各部門50人

▼参加資格 町内に在住している健康な人

▼申し込み方法 社会教育課、松前公園、文化センター、東・西・北公民館にある申込書に必要事項を記入し、各窓口提出してください。

▼締め切り 11月11日（木）



青いピッチを見ながら走ろう

◎社会教育課スポーツ振興係

☎ 985-4138

野良猫の避妊手術を支援します



愛媛県獣医師会では、殺処分される野良猫を減らすため、避妊手術を無料で行っています。申請の受け付けは役場で行いますので、詳しくはお問い合わせください。

※避妊手術以外の費用が発生した場合は自己負担です。

▼対象猫 生後6カ月以上の雌の野良猫(地域猫)

▼実施頭数 県内で約150頭
※応募多数の場合は選考し、支援

決定者には11月中旬ごろまでに結果を送付します。

▼申し込み方法 認め印(朱肉を使うもの)を持参し、町民課生活環境係にお越しください。

▼申込期間 10月1日(金)～29日(金)

▼町民課生活環境係

愛媛県獣医師会
☎985-4117

☎948-5367

水道メーター検針員を1人募集します

検針1件につき70円(税込み)

▼業務内容 ハンディーターミナル(検針機器)による水道メーターの検針など

▼検針区域など

恵久美・塩屋(一部) 約540件
※検針数は変更になる場合があります。

▼応募資格 次の全てを満たす人

・地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

・町内在住の人

・18～60歳程度で、長期間の業務が可能なる人

▼業務期間 毎月17日～23日の間

▼委託期間(年度更新あり)

11月16日(火)～令和4年3月31日(木)

▼応募期限 10月6日(水)

▼面接予定日 10月下旬予定(申込者に別途通知)

▼申し込み方法 申込書(町ホームページでダウンロードできるほか、窓口で配布)と履歴書を左記へ提出する(郵送不可)。

▼申込先・問い合わせ 上下水道課業務係

☎985-4133

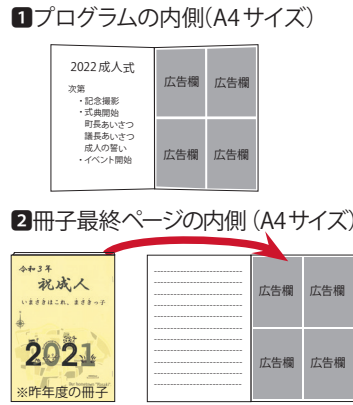
【成人式 令和4年1月9日(日)開催予定】
新成人に向けた広告を掲載しませんか

松前町成人式で新成人に配布する、①プログラムと②冊子「新成人に贈る言葉」に、広告を掲載しませんか。詳細は次の通りです。

▼配布方法

成人式当日に、新成人(対象者351人)へ配布予定

▼掲載場所(イメージ)



▼広告サイズ

①・②1枠縦127mm×横90mm
※各上限4枠。複数枠での掲載可

▼広告掲載料 ①・②1枠5千円

▼申し込み方法 募集要領と松前町広告事業実施規程を確認の上、申込書に広告原案を添えて、郵送するか、窓口へ提出してください。

募集要領などは町ホームページからダウンロードできます。

▼締め切り 11月30日(火)

▼申込先・問い合わせ

〒791-3192
松前町大字筒井631番地
松前町教育委員会
社会教育課生涯学習係

☎985-4135

令和4年1月以降入居予定
町営住宅入居者募集

▼対象者 町内に住み、原則同居する親族がいる人(世帯収入・納税状況などに条件あり)

▼家賃(共益費を除く)

4900円～3万4000円(毎年度、入居者の所得状況などから算定)

▼受付期間

10月11日(月)～22日(金)

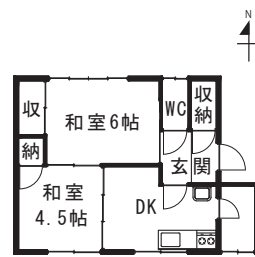
▼申し込み方法 申込書(町ホームページでダウンロードできるほか、窓口で配布)に、次の書類を添えて申し込む。

・世帯全員の住民票の写し(本籍地と続柄が記載されたもの)
・令和3年度(2年中の所得)の所得証明書(マイナンバーカードの提示により原則、省略可)
・町税の完納証明書
※入居者は、抽選で決定します。

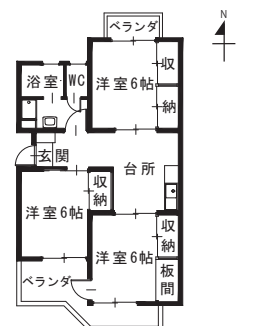
▼申込先・問い合わせ

まちづくり課建築住宅係
☎985-4122

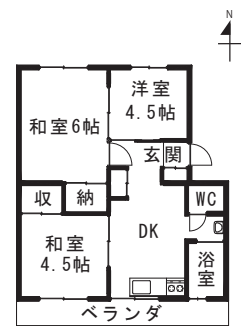
▼住宅の間取りなど 次の図参照



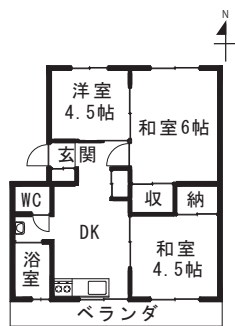
●義農住宅 131号
筒井 1362 (2階)



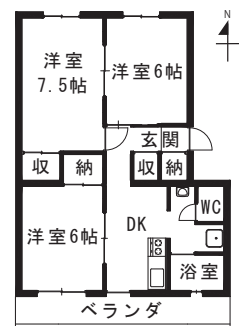
●改良住宅 10-3号
筒井 1253 (2階)



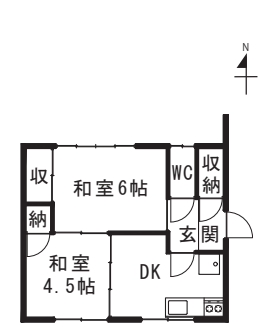
●江川住宅 316号
筒井 1260 (4階)



●江川住宅 312号
筒井 1260 (4階)



●江川住宅 120号
筒井 1260 (4階)



●平松住宅 139号
浜 880 (1階)

令和4年3月発行
ごみカレンダーに広告を掲載しませんか

▼発行部数 1万5600部予定
(北伊予・岡田校区8300部、松前校区7300部)

▼配布方法 各戸配布と役場、東・西・北公民館で窓口配布

▼掲載場所 カレンダー11月につき下段に1枠

※掲載枠数は1枠単位。1回の申し込みで12枠まで掲載できます。



▼広告サイズ 縦30×横80mm(最大)

▼広告掲載料 1枠2万円

▼申し込み方法 募集要領と松前町広告事業実施規程を確認の上、申込書に広告原案を添えて、郵送、FAXかメールで提出してください。

募集要領などは町ホームページからダウンロードできます。

▼締め切り 11月30日(火)

▼申込先・問い合わせ

〒791-3192
松前町大字筒井631番地
松前町役場 町民課生活環境係
☎985-4117

FAX 984-8951
✉12seikatsu@town.masakichime.jp

健康アプリkencomで楽しむ
「みんなで歩活」開催

愛媛県在住の国民健康保険加入者(20～74歳)を対象に、アプリ上で楽しめるウォーキングイベントを開催します。参加するには、アプリの登録(次のQRコード)とエントリーが必要です。



▶エントリー期間

10月1日(金)14時～27日(水)

▶イベント期間

11月1日(月)～30日(火)

イベント期間中の合計歩数を競います。エントリーした人やランキング上位者には、Amazonギフト券などと交換できるポイントをプレゼント。アプリの登録方法やイベントの詳細は、県ホームページ(右のQRコード)で確認を。



☎保険課医療保険係 ☎985-4107

第23回
全国農業担い手サミット
in 茨城 (オンライン開催)

全国の優良経営体の表彰や事例紹介などを行います。サミットに参加して、農業経営のヒントを見つけませんか。

詳しくは、申し込みサイト(次のQRコード)で確認を。



▶日時 11月18日(土)13時～17時

▶同サミット実行委員会

産業課農業振興係 ☎029-301-3867
☎985-4119

就学援助制度を知っていますか

経済的な理由でお子さんの就学費用の負担が難しい家庭に対し、学用品費や給食費などを町が援助します。



令和4年度の入学時に必要な学用品費については、「入学準備金」として入学前に受け取れます。詳しくは、お子さんの通っている（通う予定の）小・中学校が学校教育課へ相談してください。

問 学校教育課総務係
☎ 985-4125

妊婦さん必見

マタニティクラブに参加しませんか

はぐはぐで実施しているマタニティクラブでは、妊娠中の不安やストレスを解消するため、毎月いろんな教室を企画しています。



・授乳について知ろう（母乳編）、妊婦さん同士で交流しよう（助産師のお話、妊婦同士の交流会）
・パパも赤ちゃんとの生活を体験しよう（抱っこ、お風呂や着替えなどの体験※夜間実施）
※日程など詳しくは、広報まさきカレンダーや、母子手帳アプリ「はぐナビ」（次のQRコードからダウンロードを）でご確認ください。



問 子育て・健康課子育て支援係
☎ 985-4189

▼教室の内容
・妊娠中の体の変化とお腹の赤ちゃんを知ろう（助産師のお話）
・マタニティヨガを体験しよう、お産を考えよう（ヨガの体験、助産師のお話）
・妊娠中の栄養と赤ちゃんとの触れ合い方を学ぼう（栄養士のお話、抱っこ、着替えやおむつ交換の体験）

松前町健康づくりフォーラムの開催延期

新型コロナウイルス感染症予防のため、10月2日（土）に予定していた、「松前町健康づくりフォーラム」の開催を延期します。

▼延期後の日程

令和4年2月12日（土）
第1部 10時～12時
第2部 13時～16時
場所 文化センター

問 子育て・健康課健康増進係
皆さん、一緒に感染症予防と健康づくりに取り組みましょう！



問 子育て・健康課健康増進係
☎ 985-4118

新型コロナワクチン接種を希望する人へ
接種予約はお済みですか

現在、満12歳以上の全ての皆さんの接種予約を受け付けています。接種を希望する人で、まだの人は早めに予約をしてください。予約に関する詳細は、接種券に同封のチラシが広報まさき9月号9ページで確認を。



▶接種状況(9月13日現在)

対象者数	2万7,472人
※12歳以上の町内在住者（R3.1.1現在）	
1回目接種者数	1万8,799人（接種率68.4%）
2回目接種者数	1万5,625人（接種率56.9%）

▶入院や体調不良などで2回目未接種の人は…
2回目の接種ができるよう日程を調整しますので、下記までご連絡ください。

問 子育て・健康課健康増進係 ☎ 985-4118

「特別養護老人ホーム松前」開設

9月1日、「特別養護老人ホーム松前」が開設しました。



要介護3以上の人に対し、入浴、排せつ、食事の介護やその他の必要な日常生活上の支援を提供します。申し込み方法など詳しくは、直接お問い合わせください。

問 特別養護老人ホーム松前（西古泉301番地1）
☎ 994-6830

2次募集を行います

空家解体費・ブロック塀安全対策費の補助

【空家の除却工事費の補助】

①新立・本村の一部地区 町に寄付してもらった土地にある建物を除却する費用（全額）

②町内全地区 倒壊するおそれがある空家を除却する工事費の一部

▼対象建物 次の全てを満たす建物
・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
・倒壊のおそれがあり、倒壊した場合周辺に悪影響を及ぼす建物

▼対象者 建物除却の権限を持つ人

【ブロック塀安全対策費の補助】

▼対象物 次の全てを満たすもの
・点検チェックポイントにより安

▼対象者 ブロック塀がある土地の所有者など
【共通事項】補助を希望する人は、必ず工事実施前に左記までご相談ください（応募多数の場合は抽選）。※令和4年2月28日（月）までに工事を完了できるものが対象です。
▼申し込み期限 10月29日（金）
▼申込先・問い合わせ まちづくり課建築住宅係
☎ 985-4122

コロナワクチンの2回目接種から2週間以上あけましょう

インフルエンザ予防接種

例年12～3月にかけて流行するインフルエンザ。予防接種を受けることで、重症化を防ぐ効果が期待できます。次に該当する人には、接種費用を助成します。

＜64歳以下の国民健康保険加入者＞

- ▶助成対象者 申請時、世帯主に町税と国保税の滞納がない世帯に属し、町税を滞納していない人（右記◎は除く）
- ▶助成額 1人 1,000円（1,000円未満のときは実費）
- ▶助成回数 年度内1人1回
- ▶申請期限 3月31日◎
- ▶申請方法 窓口申請書を提出
- ▶申請に必要な物 ①領収書（予防接種名、接種者の氏名、病院名、接種日、料金、領収日が明記してあるもの） ②保険証 ③認め印（朱肉を使うもの） ④世帯主と接種者のマイナンバーが分かるもの ⑤本人確認書類（運転免許証など） ⑥世帯主名義の口座が分かるもの
- ▶申請窓口 保険課医療保険係

＜65歳以上の人＞

◎60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障がい者手帳1級相当）がある人を含む。

- ▶助成対象者 町に住民登録のある人
- ▶助成方法 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い。
- ▶個人負担 1,000円（生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。ただし、接種に行く前に福祉課障がい福祉係☎985-4112）で必要書類をもらうこと
- ▶助成回数 下記期間内 1人1回
- ▶助成期間 10月15日◎～12月31日◎
- ▶接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの（◎に該当する60～64歳の方は、身体障がい者手帳または医師の診断書）

（64歳以下の国保加入者の接種のこと）

問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

（65歳以上の接種のこと）

問 子育て・健康課健康増進係 ☎ 985-4118

国民年金保険料

離職による特例免除制度をご利用ください

離職により国民年金保険料を納めることができない人は、納付が免除される「特例免除制度」が利用できます。

免除を希望する人は、次の①～③を持参して、年金事務所か町民課で手続きをしてください。

※学生は利用できません。学生納付特例制度を利用してください。
※世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者が所得要件を満たしている必要があります。詳しくは、左記にお問い合わせください。



- ▼持参物
- ①雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票
 - ②年金手帳
 - ③本人確認書類(運転免許証など)

問 松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5175
町民課住民係
☎ 985-4106

飲用井戸設置者の皆さんへ

井戸水の管理・検査をしましょう

管理・検査が適切に行われていない井戸水を飲用すると、健康を損なうおそれがあります。飲用井戸の安全確保は設置者自身が行うことになっていきます。次の点に気を付けて、井戸水を管理しましょう。

▼井戸の衛生的な管理を

井戸やその周辺には、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。周辺の点検を定期的に行って、清潔を保持することが大切です。

▼水質検査を行いましょう

日頃から水の色、濁りや味、臭いなどに注意し、年1回以上、水質検査を受けましょう。このほか異常があればすぐに飲用を中止し、安全を確認しましょう。

問 県立衛生環境研究所
☎ 931-8757
愛媛県総合保健協会
☎ 987-8206
町民課生活環境係
☎ 985-4117

町県民税・各種保険料(税)の特別徴収
10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。また、今まで普通徴収(納付書や口座振替)で納めていた人のうち、10月から特別徴収が始まる人がいます。対象者には、6～7月に通知書を送っていますので確認を。

特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、令和4年度4・6・8月に納める額は、3年度2月に納める額と同額です。ただし、町県民税は2月に納める額ではなく、3年度税額(公的年金に係るもの)を6分割した額で仮徴収します。

問 税務課町県民税係(町県民税・国税)

☎ 985-4110

保険課保険料係(介護保険料・後期高齢者医療保険料)

☎ 985-4227

3年度							4年度		
4	6	8	10	12	2		4	6	8
支払月							特別徴収(仮徴収) 3年度2月に納める額と同額 ※町県民税は公的年金に係る3年度税額の1/6相当額		
徴収区分							特別徴収(本徴収) 3年度税額(保険料)ー徴収済額		
							特別徴収(仮徴収)または普通徴収		

10月18～24日は行政相談週間
特別行政相談所開設

行政への苦情や要望などを中立的に解決に当たるのが行政相談です。相談無料で、秘密は厳守します。

【特別行政相談所(今回のみ)】

▶日時 10月18日(月)
10時～13時

▶場所 西公民館
▶相談員 行政相談委員
鶴家澄成さん、石丸幸子さん

【定例の行政相談所(月1回)】

まさきお役立ちカレンダーで、日程を確認してください。

問 総務課広報広聴係
☎ 985-4132

10月17～23日は「薬と健康の週間」

薬は正しく使おう

薬は、正しい方法や量で服用しないと、効果が出なかったり副作用が出たりすることがあります。次の点に気を付けましょう。

使用前に薬の添付文書をよく読む 注意点、飲み方や副作用が記載。大切に保管を。	用法・用量を守る 薬の作用は使用量と深い関係があり、決められた量以上は副作用が出る場合も。時間は右記を参考に。	【薬の服用時間】 食前：食事の約30分前 食後：食事の約30分後 食間：食事と食事の間(食事の約2時間後)	薬の形に合った服用方法 カプセル剤 錠剤 液剤 コップ1杯の 水かぬるま湯 よく振り、用量を測る
飲み合わせに注意 作用が強く現れ副作用が出る、効き方が弱くなることも。医師や薬剤師に相談を。	高齢者の薬の使用 身体機能の低下で効果が出やすく現れ、副作用が起こりやすい。併用するときには医師や薬剤師に相談を。	正しい保管方法 保管は直射日光が当たらず子どもの手が届かない所に。誤用や事故を防ぐため容器は詰め替えない。	古い薬は使わない 有効期限切れのもの、医療機関で処方され使い切れなかったものは処分し、自己判断で使わない。

問 愛媛県薬務衛生課薬事係 ☎ 912-2391 愛媛県薬剤師会 ☎ 941-4165

◆健全化を判断する比率(単位：%)

指 標	松前町	早期健全化 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備 考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.04	20.0	
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.04	30.0	
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	8.6	25.0	35.0	前年度 8.7
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	85.7	350.0		前年度 116.6

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。

◆資金不足の比率(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示しています。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

令和2年度 松前町財政健全化指標
町の財政は健全です

令和2年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

【解説】 松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体(公営企業については経営健全化団体)とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組めます。

問 財政課財政係

☎ 985-4101